

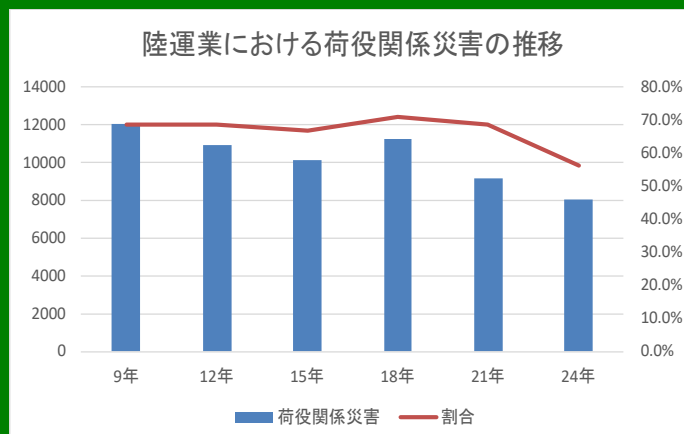
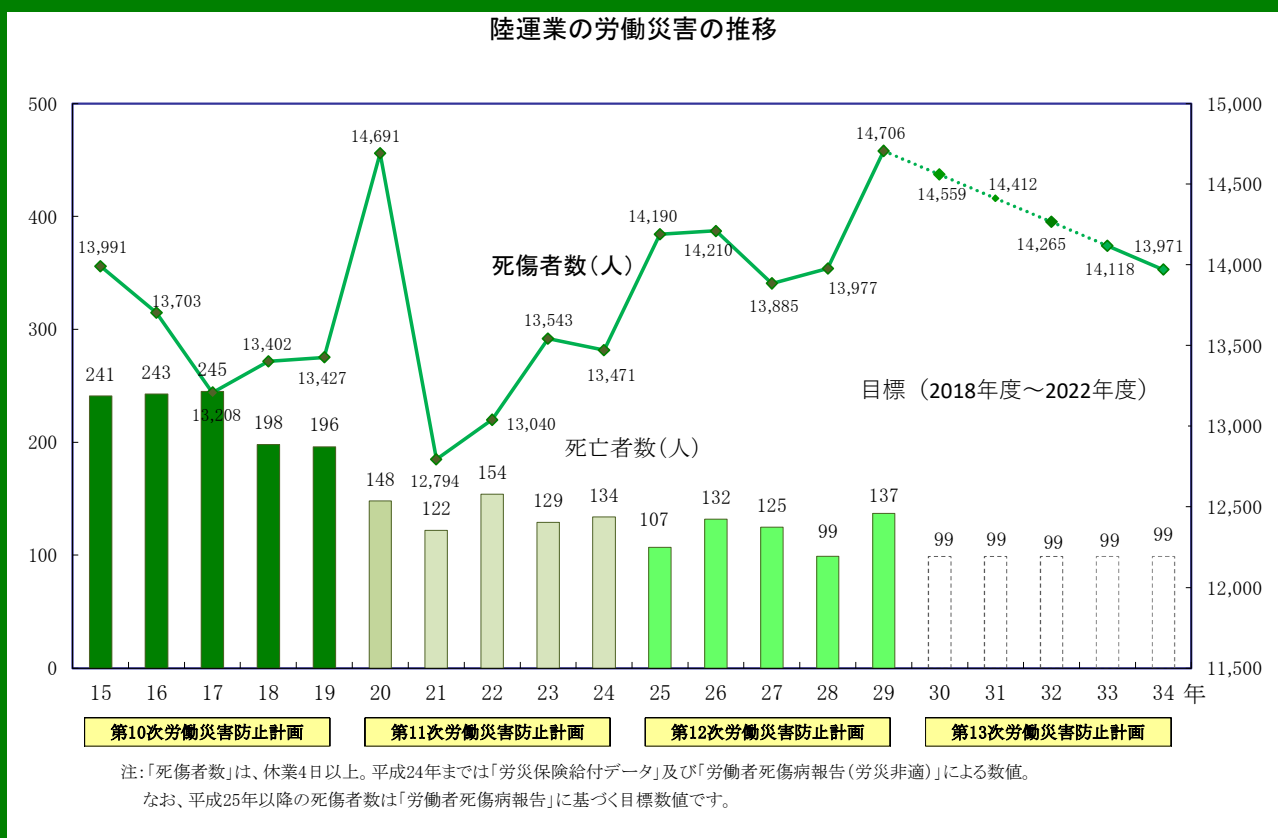
陸上貨物運送事業労働災害防止計画 (2018年度～2022年度)

働く人々の安全と健康は、かけがえのないものであり、何にもまして尊重されなければなりません。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸災防」といいます。）では、国の新たな第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）や陸運業における労働災害の発生状況等を踏まえて、新たな労働災害防止計画を策定しました。

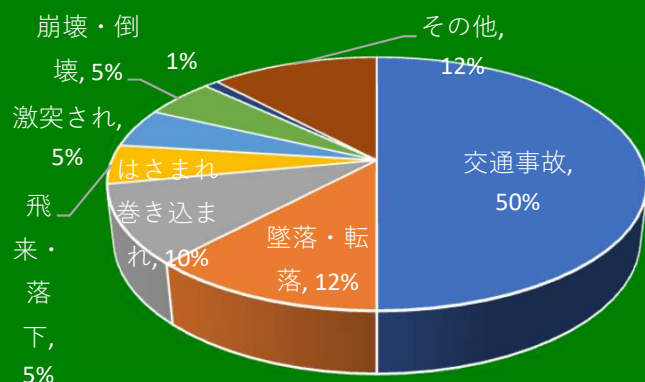
この計画に基づき、陸運業で働く人々の安全と健康の確保を図るため、陸運事業者は従業員とともに「労働災害防止の重点対策」の事項に、計画的・継続的に取り組みましょう。

陸災防は、その取組を関係者と一体となって支援してまいります。

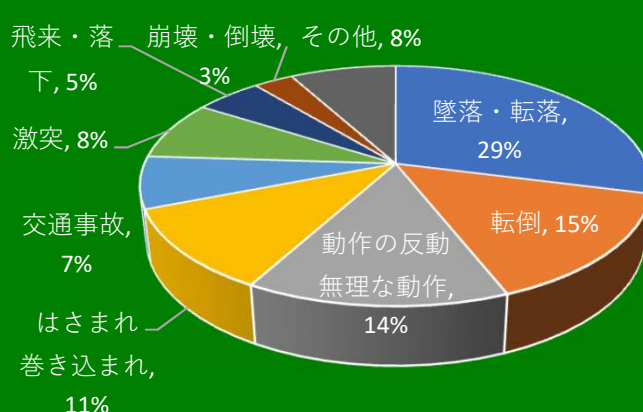


陸運業の労働災害のうち、交通労働災害は6%であるのに対し、荷役作業時の労働災害はおよそ60%となっていることから、労働災害の発生件数を減少させていくためには、荷役災害の安全対策について、一層の取組が必要となっています。

2013～2017
型別死亡災害発生状況の割合



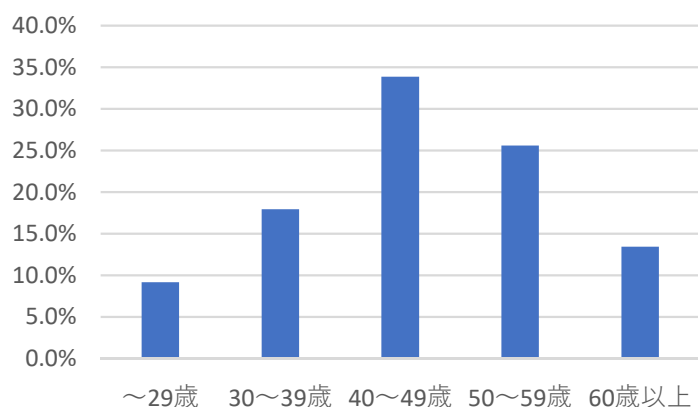
2013～2017
型別死傷災害発生状況の割合



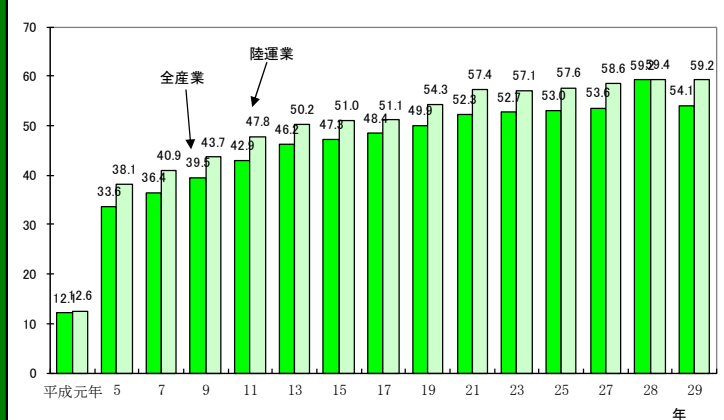
陸運業の労働災害の特徴

- 【死亡災害】数年前まで交通労働災害が過半数を占めていましたが、その割合は減少傾向にあり、荷役関連災害が増加しています。
- 【死傷災害】長期的には着実に減少してきましたが、近年増加傾向にあります。死傷災害は、荷役関係災害が約6割占め、そのうち荷主先等の構内で約7割が発生しています。
- 【健康】過労死等の労災認定も依然として多く、腰痛症も減少していません。

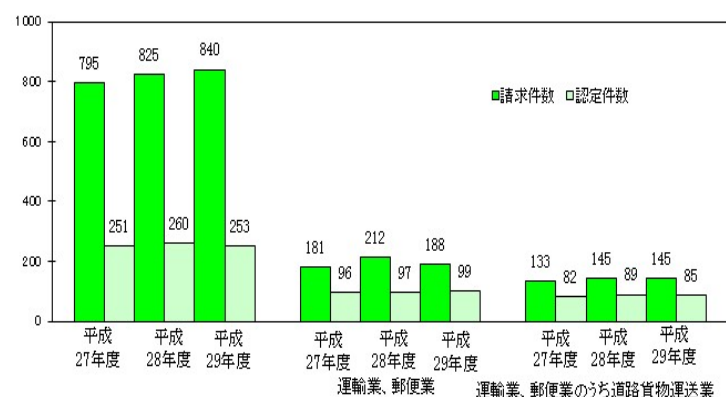
2014～2016 年齢別死傷災害発生状況



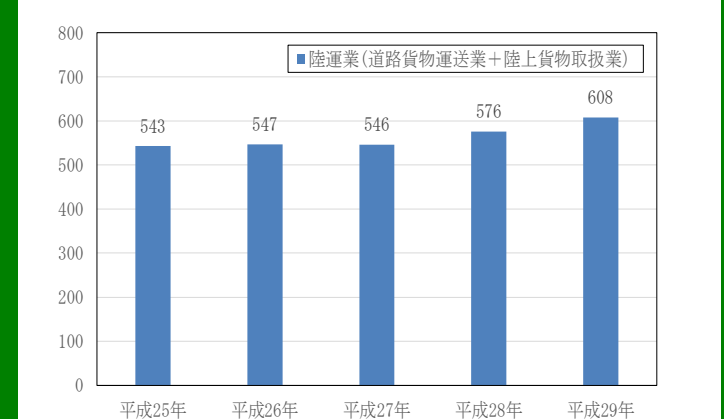
定期健康診断の有所見率の推移



脳・心臓疾患認定状況



年別業種別腰痛発生件数の推移



計画期間

2018年度～2022年度の5年間

計画目標

1 独自目標

- ① 前計画期間（平成25年度から平成29年度）中の死亡災害総件数を、本計画期間中（2018年度から2022年度までの5か年）に15%以上減少
- ② 健診の完全実施及びその結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底

2 13次防の目標

死亡災害：15%以上減少 死傷災害：5%以上減少
死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少
腰痛による死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少
※2017年と比較した2022年までの目標

労働災害防止の重点対策

1 荷役関係災害の防止

- ① 荷役5大災害を防止するため、保護帽の着用、作業手順書の作成等の取組を推進しましょう。
- ② 荷役作業5大災害防止チェックリストを活用し、荷役5大災害の防止に努めましょう。
- ③ 高年齢労働者や初めて陸運業に従事する労働者に対し、荷役災害の防止のための安全衛生教育を推進しましょう。
- ④ 荷主等に対し、荷役作業5大災害防止対策チェックリストを活用し5大災害の防止に努めるよう働きかけましょう。

2 交通労働災害の防止

- ① 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図りましょう。
- ② 国土交通省、警察等関係団体と連携し、交通労働災害防止対策を推進しましょう。
- ③ 高年齢者及び初めて陸運業に従事する労働者に対する交通安全教育の徹底を図りましょう。

3 健康確保対策

- ① 定期健康診断の完全実施及びその結果に基づく事後措置の徹底を図りましょう。
- ② 全日本トラック協会が推進する「過労死等防止計画」との連携により、長時間労働による過労死等の予防を図りましょう。
- ③ ストレスチェックの完全実施とその結果に基づく適切な医師による面接指導等メンタルヘルス対策の徹底を図りましょう。
- ④ 総合的腰痛予防対策の効果的進め方を検討します。

4 フォークリフト荷役技能検定制度

- ① 1級、2級検定試験の計画的な実施と拡充を図ります。
- ② フォークリフトを使用する陸運業のみならず、製造業、商業等幅広い業種への普及促進を図ります。

5 その他の対策

- ① 労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）の国際化に対応した簡易RIKMSの推進を検討します。
- ② 熱中症を予防するため、WBGT値の測定とその結果に基づく休憩の確保、水分・塩分の補給等必要な措置を講じましょう。
- ③ 「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発に努めます。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の取組

陸災防では、以下の3つの柱を中心に労働災害防止活動を実施しています。

荷役災害防止対策

- ・ 荷役作業中の墜落・転落等の災害防止の指導援助
- ・ フォークリフト等による荷役作業中の労働災害防止の徹底



交通労働災害の防止

- ・ 交通労働災害防止のための取組への指導援助
- ・ 自動車運転者の労働時間等の改善の基準（改善基準告示）の周知徹底
- ・ 高年齢労働者対策の推進

健康の保持増進

- ・ 過重労働による健康障害防止対策の推進
- ・ メンタルヘルス対策の推進
- ・ 腰痛予防対策の推進



★会員のニーズに応じた集団指導の実施

陸運業において死傷災害の7割を占める荷役災害。これを防止するために、全国において荷役災害防止に関する研修会を実施しています。



★レベルアップ支援事業場制度の実施

陸運業の労働災害の一層の減少を図るためには、個々の事業場における安全衛生水準の向上を図る継続的な取組を定着させることが効果的です。労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場を選定し、安全管理士等によるきめ細かな支援を行うレベルアップ支援事業場制度を実施しています。

★中小企業個別サポート事業

中小規模の陸運事業場を対象とした、個別サポートを実施しています。安全管理士等が現場診断を実施し安全衛生に関するアドバイスを行います。ご希望によってはフォローアップの研修会等の実施も可能です。

★フォークリフト荷役技能検定の実施

より安全で正確かつ迅速なフォークリフトによる荷役作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的として、フォークリフト荷役技能検定を実施しています。

